

1 静岡県農業団体健康保険組合同規約

第1章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合(以下「組合」という。)は、健康保険法(大正11年法律第70号以下「法」という。)に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、静岡県農業団体健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 この組合の事務所は、次の場所に置く。
所在地 静岡市西島1036番地の1

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

第2章 組 合 会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は28人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

- (1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 日本国外にある者であって、その期間が6カ月以上の者

(議員の任期)

第7条 議員の任期は3年とする。

2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。

3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員(以下「互選議員」という。)の選任は、単記の無記名投票による選挙により行なわなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、別表のとおりとする。

3 法第3条第4項の規定による被保険者の選挙区は第4区とする。

(互選議員の選挙の管理)

第10条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおかなければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかなければならない。

2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。

3 選挙長は、選挙会の開閉、投票及び開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行なう。

4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行なう。

5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は、選挙録を、投票管理者は、投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(当選人)

第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第12条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第14条 事業主である組合員が選定する議員(以下「選定議員」という。)は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就職・退職)

第 15 条 議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第 16 条 通常組合会は、年 1 回招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第 17 条 理事長は、議員の定数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会招集の手続)

第 18 条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。

2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

(代理)

第 19 条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことはできない。

(組合会の傍聴)

第 20 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第 21 条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規定で定める事項
- (5) その他重要な事項

(会議録の作成)

第 23 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 議員の定数
 - (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)並びに代理を受けた議員の氏名。
 - (4) 議事の要領
 - (5) 議決した事項及びその賛否の数
- 2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

(議員の旅費及び報酬補償)

第24条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行なうことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第25条 組合会は、法20条に規定する検査を行う場合において、委員をおくことができる。

- 2 前項の検査に関して、必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は、10人とする。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

- 2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
- 3 理事及び監事に、欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。

- 2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第 29 条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の 3 日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、監事について準用する。

(理事会の決定事項)

第 31 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 組合会に提出する議案
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (5) この規約に定める事項
- (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認められたもの

(理事会の議事)

第 32 条 理事会は理事の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

(理事会の会議録)

第 33 条 理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録については、第 23 条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第 34 条 理事長は、組合の事務を総理し、第 31 条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第 35 条 この組合に 1 名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

(監事の職務)

第 36 条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2 前項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等

は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第 37 条 理事長は、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 7 条第 4 項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

(理事長の事務委任)

第 38 条 理事長は、第 34 条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第 39 条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第 40 条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第 41 条 第 24 条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第 42 条 この組合に事務長その他必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 組合員

(組合員の範囲)

第 43 条 この組合は静岡県に所在する、次の各号に掲げる業種の事業主及び、その事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第 3 条第 4 項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む）を組合員の範囲とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき設立された法人並びに附帯事業を行なうために特に設立された法人
- (2) 農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき設立された法人
- (3) 農業信用基金協会法（昭和 36 年法律第 204 号）に基づき設立された法人
- (4) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき設立された法人

2 前各号の事業所の事業主または被保険者を構成員とする法人の事務所

(標準報酬)

第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 法第47条第1項第2号の規定に基づく法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、当該平均した額の100分の100に相当する額とする。

第5章 保険料

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第45条 一般保険料額及び調整保険料額の合計負担割合は72分の46.72は事業主、72分の25.28は被保険者において負担する。

2 前項の負担割合のうち調整保険料額の負担割合は2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。

(介護保険料の負担割合)

第45条の2 介護保険料額の100分の66は事業主、100分の34は被保険者において負担する。(小数点以下第3位を四捨五入する。)

第6章 財 務

(会計年度独立の原則)

第46条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第47条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で、納入告知書を発行するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは、家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについては、その給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払い期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第 48 条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 拠出金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 財政調整事業拠出金

(準備金の保有方法)

第 49 条 準備金(介護納付金に係る準備金を除く。)は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。この場合において、第3号から第12号までの方法によって保有する準備金の額は、その総額の2分の1を超えてはならない。ただし、準備金の保有が保険給付に要した費用(老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金を含み、介護納付金を除く。)の前3年度の平均年額の12分の3に相当する額を保有する場合には、第3号から第12号までの方法による保有は、準備金の3分の2まで行っても差し支えない。

- (1) 信用農業協同組合連合会、農業協同組合若しくは銀行への預貯金又は郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)
- (3) 公社債投資信託の受益証券の取得
- (4) 国債証券又は地方債証券の取得
- (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が

保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得

- (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は、一般担保付の社債券の取得
 - (7) 抵当証券の取得
 - (8) コマーシャルペーパーの取得
 - (9) 金投資口座への預入
 - (10) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
 - (11) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金
 - (12) 法第 150 条の規定による施設である土地又は建物の取得
- 2 介護納付金に係る準備金は、原則として、第 1 項第 1 号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第 50 条 準備金以外の積立金は、前条第 1 項第 1 号から第 11 号までの方法により保有しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず退職積立金については、その積立総額の 2 分の 1 に相当する額の範囲内で、組合の職員が組合から支払いを受けることができる退職給与金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。

(組合財産の管理方法)

第 51 条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第 7 章 公 告

(公告の方法)

第 52 条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示する。

第 8 章 保険給付

(一部負担還元金)

第 53 条 この組合は健康保険法の一部を改正する法律(昭和 32 年法律第 42 号)附則第 7 条の規定に基づき被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行なう。

- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件(ただし、医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には、

当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算すること。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第 115 条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。))が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から 20,000 円を控除して得た額とする。ただし、算出した額が 500 円に満たない場合は支給しない。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(付加給付)

第 54 条 この組合が法第 53 条の規定により支給する付加給付は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病手当付加金
 - (2) 出産育児付加金
 - (3) 家族出産育児付加金
 - (4) 訪問看護療養付加金
 - (5) 家族訪問看護療養付加金
 - (6) 埋葬料付加金
 - (7) 家族埋葬料付加金
 - (8) 家族療養付加金
 - (9) 合算高額療養付加金
- 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
 - 3 付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養付加金)

第 55 条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第 88 条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養付加金を支給する。

- 2 訪問看護療養付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第 115 条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。))が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当す

る額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。ただし、算出した額が500円に満たない場合は支給しない。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族訪問看護療養付加金)

第56条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から20,000円を控除して得た額とする。ただし、算出した額が500円に満たない場合は支給しない。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(傷病手当付加金)

第57条 被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給をはじめた日から6カ月間傷病手当付加金として、1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の20に相当する額を支給する。

- 2 法第108条第1項から第4項までの規定により傷病手当金の支給が行なわれない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、法第108条第1項、第2項又は第4項の規定により傷病手当金の支給が行なわれない場合の傷病手当付加金の支給額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 報酬の全部又は一部を受けることができるときは、報酬を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金と傷病手当付加金の合計額から受け

ることのできる報酬の額を控除して得た額

- (2) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金の支給を受けなければ受けられたことができた傷病手当金と傷病手当付加金の合計額から法第108条第2項の規定により算定された当該障害厚生年金の額を控除して得た額（当該受給者が同時に第1号に該当する場合であって当該控除して得た額が第1号の額を超えるときは、第1号の額）
- (3) 法第108条第4項の規定に該当するものが、法第108条第4項の老齢退職年金給付の支給を受けるときは、当該老齢退職年金給付の支給を受けなければ支給を受けるときのできた傷病手当金と傷病手当付加金の合計額から法第108条第4項の規定により算定された老齢退職年金給付の額を控除して得た額

（出産育児付加金）

第58条 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児付加金として、12,000円を支給する。

（家族出産育児付加金）

第59条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児付加金として12,000円を支給する。

（埋葬料付加金）

第60条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、被保険者の標準報酬月額に相当する額を支給する。

（家族埋葬料付加金）

第61条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として10,000円を支給する。

（家族療養付加金）

第62条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により、家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養付加金を支給する

- 2 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件（ただし、医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算すること。）について、療養（食事療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く、以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族

療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から 20,000 円を控除して得た額とする。ただし、算出した額が 500 円に満たない場合は支給しない。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(合算高額療養付加金)

第 63 条 法第 115 条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。

- 2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくは、その被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件(ただし、医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算する。)ごとに、20,000 円を控除して得た額とする。ただし、算出した額が 500 円に満たない場合は支給しない。
- 3 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときはその端数は切り捨てる。

第 9 章 その他事業

(施設の利用)

第 64 条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

(高額医療費貸付)

第 65 条 この組合においては、法第 150 条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行なう。

- 2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

(出産費貸付)

第 65 条の 2 この組合においては、法第 150 条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 . この規約は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 . この規約は平成 10 年 4 月 1 日(平成 10 年 3 月診療分)から適用する。
ただし、平成 10 年 2 月診療分以前は、なお従前の例による。
- 3 . この規約の変更は、平成 12 年 4 月 1 日より適用する。
- 4 . この規約の変更は、認可の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日より適用する。
- 5 . この規約の変更は、平成 12 年 7 月 7 日(行政庁の認可が平成 12 年 7 月 7 日以後に行われた時は、その認可があった日)から適用する。
- 6 . この規約の変更は、認可の日から施行し、平成 12 年 9 月 1 日から適用する。
- 7 . この規約の変更は、認可の日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日から適用する。
- 8 . この規約の変更は、平成 13 年 3 月 1 日から適用する。
- 9 . この規約の変更は、認可の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 10 . この規約は、認可の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 11 . この規約は、平成 14 年 3 月 31 日から適用する。
- 12 . 法改正に伴う規約の変更は、認可の日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。
- 13 . 第 44 条の 2 並びに第 45 条の規約の変更は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 14 . この規約の変更は、認可の日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。
- 15 . この規約は、認可の日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

第4条 別表

名 称	所 在 地
伊豆太陽農業協同組合	下田市
あいら伊豆農業協同組合	伊東市
三島函南農業協同組合	三島市
伊豆の国農業協同組合	田方郡萑山町
函南東部農業協同組合	田方郡函南町
南駿農業協同組合	沼津市
御殿場農業協同組合	御殿場市
裾野市農業協同組合	裾野市
富士市農業協同組合	富士市
富士宮農業協同組合	富士宮市
富士茶農業協同組合	富士市
富士開拓農業協同組合	富士宮市
静岡県東部農業共済組合	田方郡萑山町
くみあい燃料株式会社	裾野市
株式会社ジェイエイメモリアルセンター	伊豆市
ミルクランド株式会社	富士宮市
するが路農業協同組合	庵原郡由比町
清水農業協同組合	静岡市
静岡市農業協同組合	静岡市
大井川農業協同組合	藤枝市
ハイナン農業協同組合	榛原郡榛原町
静岡市長田酪農業協同組合	静岡市
静岡中部農業共済組合	静岡市
(株)ジェイエイしみずサービス	静岡市
(株)静岡県くみあい肥料	志太郡大井川町
日本椎茸農業協同組合連合会	志太郡岡部町
静岡ジェイエイフーズ株式会社	静岡市

名 称	所 在 地
掛 川 市 農 業 協 同 組 合	掛 川 市
遠 州 夢 咲 農 業 協 同 組 合	小 笠 郡 小 笠 町
遠 州 中 央 農 業 協 同 組 合	磐 田 市
と ぴ あ 浜 松 農 業 協 同 組 合	浜 松 市
三 ヶ 日 町 農 業 協 同 組 合	引 佐 郡 三 ヶ 日 町
三 方 原 開 拓 農 業 協 同 組 合	浜 松 市
浜 松 開 拓 農 業 協 同 組 合	浜 松 市
中 東 遠 農 業 共 済 組 合	袋 井 市
西 遠 農 業 共 済 組 合	浜 松 市
株 式 会 社 ジ ェ イ エ イ 遠 中 サ ー ビ ス	磐 田 市
株 式 会 社 と ぴ あ サ ー ビ ス	浜 松 市
静 岡 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	静 岡 市
静 岡 県 経 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	静 岡 市
静 岡 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会	静 岡 市
静 岡 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会	静 岡 市
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 静 岡 県 本 部	静 岡 市
静 岡 県 農 業 共 済 組 合 連 合 会	静 岡 市
静 岡 県 開 拓 農 業 協 同 組 合 連 合 会	静 岡 市
静 岡 県 農 業 信 用 基 金 協 会	静 岡 市
静 岡 県 農 業 団 体 健 康 保 険 組 合	静 岡 市
(社) 静 岡 県 農 業 会 館	静 岡 市
静 岡 ロ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	静 岡 市
(社) 静 岡 県 畜 産 物 価 格 安 定 基 金 協 会	静 岡 市
静 岡 コ ー プ サ ー ビ ス 株 式 会 社	静 岡 市
(株) 静 岡 第 一 テ レ ビ	静 岡 市
(株) 静 農 コ ン サ ル タ ン ト	静 岡 市
(株) 静 岡 県 農 協 電 算 セ ン タ ー	静 岡 市
(社) 静 岡 県 農 協 保 証 セ ン タ ー	静 岡 市
株 式 会 社 静 岡 県 信 連 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	静 岡 市
株 式 会 社 エ ー コ ー プ 静 岡	静 岡 市

第9条 別表

選挙区	選挙区の範囲	議員数
第1区	伊豆太陽農業協同組合 あいら伊豆農業協同組合 三島函南農業協同組合 伊豆の国農業協同組合 函南東部農業協同組合 南駿農業協同組合 御殿場農業協同組合 裾野市農業協同組合 富士市農業協同組合 富士宮農業協同組合 富士茶農業協同組合 富士開拓農業協同組合 静岡県東部農業共済組合 くみあい燃料株式会社 株式会社ジェイエイメモリアルセンター ミルクランド株式会社	3
第2区	するが路農業協同組合 清水農業協同組合 静岡市農業協同組合 大井川農業協同組合 ハイナン農業協同組合 静岡市長田酪農業協同組合 静岡中部農業共済組合 (株)ジェイエイしみずサービス (株)静岡県くみあい肥料 日本椎茸農業協同組合連合会 静岡ジェイエイフーズ株式会社	3

選挙区	選挙区の範囲	議員数
第3区	掛川市農業協同組合 遠州夢咲農業協同組合 遠州中央農業協同組合 とぴあ浜松農業協同組合 三ヶ日町農業協同組合 三方原開拓農業協同組合 浜松開拓農業協同組合 中東遠農業共済組合 西遠農業共済組合 株式会社ジェイエイ遠中サービス 株式会社とぴあサービス	4
第4区	静岡県信用農業協同組合連合会 静岡県経済農業協同組合連合会 静岡県厚生農業協同組合連合会 静岡県農業協同組合中央会 全国共済農業協同組合連合会静岡県本部 静岡県農業共済組合連合会 静岡県開拓農業協同組合連合会 静岡県農業信用基金協会 静岡県農業団体健康保険組合 (社) 静岡県農業会館 静岡ローディング株式会社 (社) 静岡県畜産物価格安定基金協会 静岡コープサービス株式会社 (株) 静岡第一テレビ (株) 静岡農コンサルタント (株) 静岡県農協電算センター (社) 静岡県農協保証センター (株) 静岡県信連ビジネスサービス 株式会社エーコープ静岡	4